

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用に関する評価基準について

1. 対象工事

名古屋港管理組合が発注し、令和6年4月1日以降に完了する工事とする。

2. 評価基準

受注者が次表の評価対象項目を全て達成したことを確認できた場合、工事成績評定の「5. 創意工夫」において1点加点する。

| 評価対象項目 | 判断基準 |
|----------------------|-------------------------|
| 事業者登録 | 元請のみ（下請の登録は求めない） |
| CCUS活用の申し出 | 工事着手までに工事打合せ簿により提出 |
| 技能者登録 | 1名以上 |
| 現場登録（管理者ID（現場管理者）登録） | 当該現場の登録 |
| 現場へのカードリーダー設置 | 利用状況が確認できること（利用回数は問わない） |

※事業者登録済、技能者登録済の場合も、基準を満たしているものとする

※令和6年4月1日より前に工事着手した工事は、4月中にCCUS活用の申し出を提出することで可とする

3. 実施状況の確認方法

受注者は、工事完了時に、CCUS活用状況を確認できる資料を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

| 評価対象項目 | 確認できる書類の例 |
|------------------|------------------|
| 事業者登録 | 就業履歴一覧（月別カレンダー）等 |
| 技能者登録 | |
| 管理者ID（現場管理者）登録 | 現場・契約情報等 |
| カードリーダーの設置（利用状況） | 就業履歴一覧（月別カレンダー）等 |

4. その他

CCUSに係る費用（登録、機器設置費用、現場利用料等）は、受注者が負担するものとする。

【用語の定義】

下請：建設業法第2条第5項に規定する下請負人
技能者：請事業者及び下請事業者の現場従事者
事業者登録：CCUSに事業者を登録すること
技能者登録：CCUSに技能者を登録すること
管理者ID（現場管理者）登録：元請負事業者がCCUSに現場管理者を登録すること
カードリーダー：CCUSに対応したICカードリーダー